



もう

つけましたか？

## 住宅用火災警報器

設置が義務付けられる場所は、**寝室（必須）**と**階段の天井又は壁面**（寝室が2階等にある場合）です。住宅用火災警報器は、電気店や一般量販店（ホームセンター等）消防用機器取扱専門店等から購入することができます。お求めの際は日本消防検定協会の「NSマーク」の付いているものをおすすめします。

また、この火災警報器には**煙感知式**と**熱感知式**がありますが、寝室や階段には煙感知式が義務付けられています。それ以外の**火気の使用場所（台所等）**には熱感知式の設置を奨励しています。



## 設置する場所

設置する場所

**子供部屋や高齢者の居室など、就寝に使われている部屋には取付けましょう。**

- 寝室・階段への取付けは義務付けられています。
- 台所・居室への取付けもおすすめします。※市町村の火災予防条例で取付けが義務付けられている場合があります。

※市町村の火災予防条例によって義務設置場所、設置時期が異なることがありますので、最寄りの消防本部、消防署に確認しましょう。

**義務設置**…寝室・階段（煙式）※階段は2階等に寝室がある場合です。

**任意設置**…台所・居室（煙式または熱式）



# 設置上の注意点(天井・壁面の取付位置)

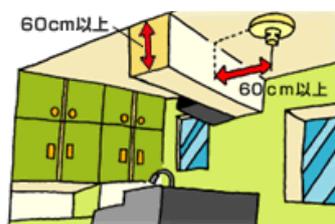
【天井の場合】

壁面からの取付位置



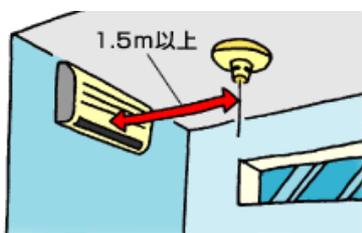
・火災報知器の中心を壁から60cm以上離します。

梁などがある場合の取付位置



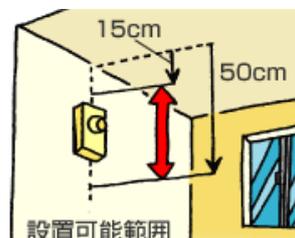
・火災報知器の中心を梁(はり)から60cm以上離します。

エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置



・換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

【壁面の場合】



・天井から15~50cmの範囲に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



購入の際には、この「鑑定マーク」を目安にしてください。

日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保障するものには、「鑑定マーク(NSマーク)」がついています。

※マークの付いている場所は機種により異なります。

**トラブル急増中! 悪質な訪問販売等にご注意!!**

消防署や市区町村が、直接“住宅用火災警報器等”を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。

購入でのトラブルは、お住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。  
住宅用火災警報器、住宅用消火器等はクーリング・オフ対象商品です。

消防署や市役所等が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器等を販売することは絶対にありませんので、これらの職員等を装った悪質な訪問販売等にはご注意ください。

住宅用火災警報器はクーリング・オフ対象商品です。契約日を含む8日間以内は契約の解除ができます。

- ★ はっきり断る。
- ★ 書類(契約書)には、押印やサインをしない。
- ★ 相手が脅迫的な行動に出たときは、警察に通報する。